

許可番号 12B1X00006

第一種医療機器製造販売業許可証

氏名又は名称 フクダエム・イー工業株式会社

主たる機能を有する
事務所の名称 フクダエム・イー工業株式会社 千葉事業所

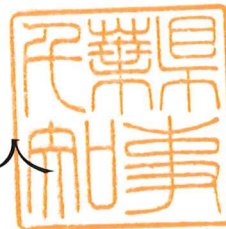
主たる機能を有する
事務所の所在地 千葉県流山市南流山6-26-8

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の
規定により許可された第一種医療機器製造販売業者であることを証明する。

令和5年5月22日

千葉県知事

熊谷 俊人



有効期間 令和5年6月26日から
令和10年6月25日まで

1230578000157

4 製販療 I 第 8 号

第一種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名 称 フクダエム・イー工業株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 千葉県流山市南流山 6 丁目 26 番地の 8

主たる機能を
有する事務所
の名称 フクダエム・イー工業株式会社 千葉事業所

許 可 の
有効期間 令和 5 年 3 月 10 日から
令和 10 年 3 月 9 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた第一種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

令和 5 年 2 月 28 日

農林水産大臣 野村 哲郎

登録番号 12BZ000099

医療機器製造業登録証

氏名又は名称 フクダエム・イー工業株式会社

製造所の名称 フクダエム・イー工業株式会社 千葉事業所

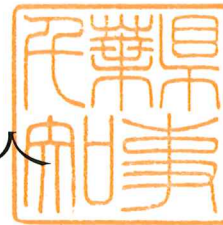
製造所の所在地 千葉県流山市南流山6-26-8

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録された医療機器製造業者であることを証明する。

令和5年5月22日

千葉県知事

熊谷 俊人



有効期間 令和5年6月26日から
令和10年6月25日まで

4 製造療第154号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名 称 フクダエム・イー工業株式会社

製造所の
所 在 地 千葉県流山市南流山6丁目26番地の8

製造所の
名 称 フクダエム・イー工業株式会社 千葉事業所

登 録 の
有 効 期 間 令和5年3月10日から
令和10年3月9日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和5年2月28日

農林水産大臣 野村 哲郎

許可番号 12BS080001

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 フクダエム・イー工業株式会社

事業所の名称 フクダエム・イー工業株式会社 千葉事業所

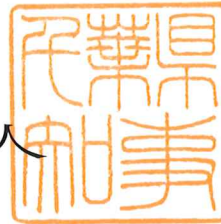
事業所の所在地 千葉県流山市南流山6-26-8

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和5年5月22日

千葉県知事

熊谷 俊人



特定保守管理医療機器に係る修理区分

生体現象計測・監視システム関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分 生体現象計測・監視システム関連

有効期間 令和5年6月26日 から
令和10年6月25日 まで

4 修理第1245号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 フクダエム・イー工業株式会社

事業所の
所 在 地 千葉県流山市南流山 6-26-8

事業所の
名 称 フクダエム・イー工業株式会社 千葉事業所

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和4年9月11日から
令和9年9月10日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和4年7月21日

農林水産大臣 金子 原二郎